

居宅介護支援のための契約内容と サービスのご案内（重要事項説明書）

福岡県知事指定 第 4060790005 号

福岡県看護協会 訪問看護ステーション「こが」

福岡県古賀市庄 205 番地
古賀市保健福祉総合センター内
TEL 092-942-0411
TEL 092-942-0377
FAX 092-942-0412

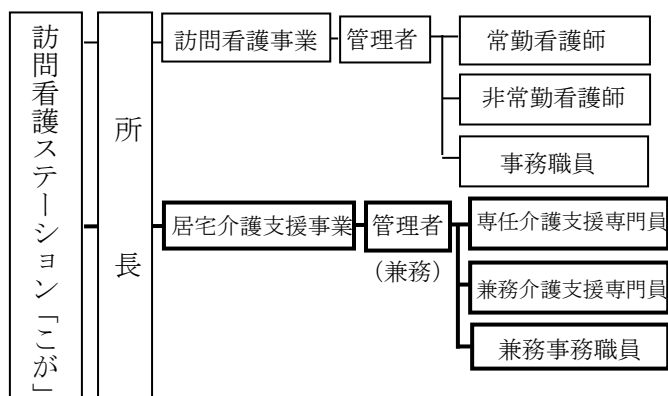
居宅介護支援重要事項説明書

サービス内容のご案内

1. 事業者について

名 称	福岡県看護協会 訪問看護ステーション「こが」	指定番号	福岡県知事指定 第 4060790005 号
住 所	福岡県古賀市庄 2 0 5 番地 古賀市保健福祉総合センター内		
電 話	092-942-0411 092-942-0377	F A X	092-942-0412
営 業 日 営業時間	月曜日～土曜日（日曜、祝日、12月29日～1月3日、8月13日～15日は休み） 午前9時から午後5時まで ※緊急連絡は24時間可		
事業地域	古賀市、新宮町、福津市、福岡市東区、宗像市		
事業経歴	平成 9 年 3 月福岡県知事指定による訪問看護事業開始 平成 18 年 4 月福岡県知事指定による介護予防訪問看護事業開始 平成 11 年 10 月福岡県知事による居宅介護支援事業所指定		
事業計画 財務内容	事業計画・財務内容につきましては、福岡県看護協会のホームページにて 閲覧可能です。		

2. 職員体制など 令和6年4月1日現在



業務		資格	常勤	非常勤	合計
管理者	訪問看護事業	看護師	1名		2名
	居宅介護支援事業	主任ケアマネジャー	1名		
居宅介護支援		介護支援専門員 (ケアマネジャー)	専従1名 兼務3名	兼務2名	6名
訪問看護		看護師 理学療法士 作業療法士	3名 1名 1名	2名	7名
事務職員			1名	1名	2名

- ・管理者は、事務所の職員の管理、指定居宅介護支援事業の調整等の統括を行う。
- ・介護支援専門員は要介護者等からの相談に応ずる等により適切な居宅サービス等が利用できるよう市町村関係事業者、介護保険施設等と連絡調整を行う。
- ・事務職員は介護保険に関わる請求、経理及び統計等の一般的な事務を行う。

3. 連携機関

訪問看護ステーション「こが」は、病院、診療所、介護保険施設、役所、保健所、各サービス事業所と連携を図りながら事業を行っています。

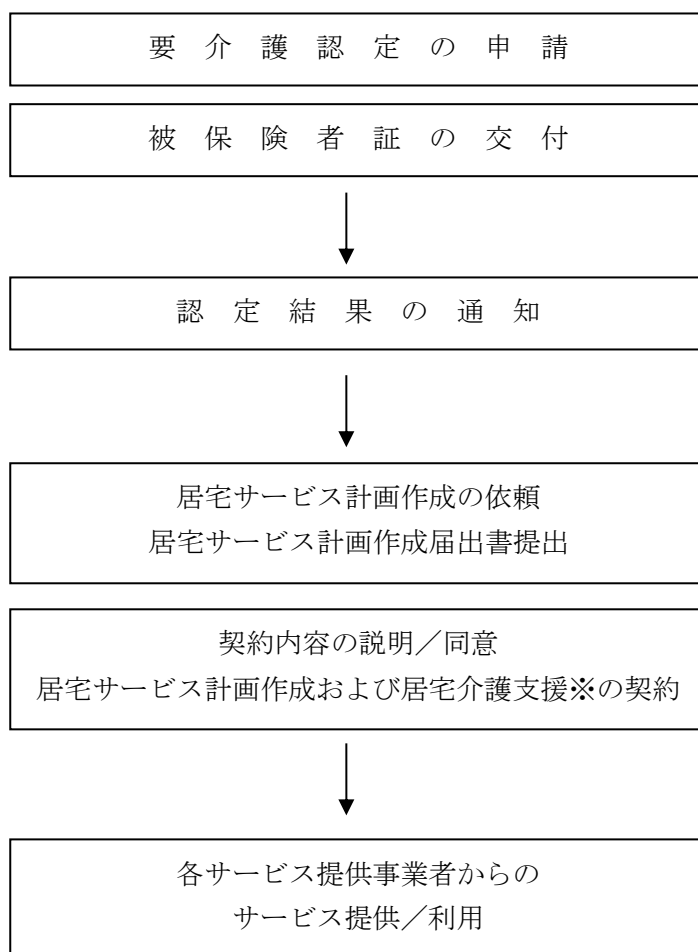
4. 訪問看護ステーション「こが」の事業の目的

公益社団法人 福岡県看護協会訪問看護ステーション「こが」が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者（以下「要支援者」という。）に対し、適切な指定居宅介護支援サービス等を提供することにより、地域福祉の推進に寄与することを目的とします。

＜訪問看護ステーション「こが」の運営方針＞

- ・事業にあたる介護支援専門員は、利用者の心身の特性をふまえて、出来るだけ自立した生活が営めるよう、利用者の選択にもとづく、総合的、効果的なサービスが受けられるよう、適切に事業を行います。
- ・事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者または家族に対し、事業の提供方法などについて、理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行います。
- ・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めます。

5. 介護保険の流れと居宅介護支援



※ 居宅介護支援とは

- ・介護支援専門員による居宅介護サービス計画の作成
- ・居宅サービス計画の実施状況や利用者の状況の変化の確認と評価
- ・居宅サービス計画の変更や、関係機関との連絡調整
- ・サービス利用に関する情報提供や紹介など

6. 居宅介護支援の進め方

事業者は、下の居宅介護支援の進め方のおり居宅介護支援を行います。

① 介護支援専門員が利用者のご自宅を訪問します。

利用者のご家族の要望の確認
利用者の心身の状態や生活環境等の確認

② 介護支援専門員が、居宅サービス計画案を作成します。

③ 介護支援専門員が、サービス担当者との調整会議等によりサービスの調整を行います。

④ 介護支援専門員が居宅サービス計画案を利用者のご家族に説明します。

⑤ 利用者からサービス計画の同意をいただきます。

利用者は居宅サービス計画にそって、
各介護サービス事業者と契約します。

⑥ 介護支援専門員が、サービスの実施状況や利用者の課題を確認し、必要に応じて居宅サービス計画の変更や、介護サービス事業所などと連絡調整を行います。

⑦ 要介護認定更新申請への協力

7. サービスの利用方法

(1) サービス利用の開始

まずはお電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

添付の文書でお申し出があればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知すると共に、この地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保健施設に入所等された場合。
- ・ 介護保健給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、介護保険の非該当と認定された場合。
- ・ お客様が亡くなられた場合、又は被保険者資格を喪失されたとき。
- ・ 要介護状態から要支援状態になった場合。

④ その他

お客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なわれた場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

又、本契約は、認定の有効期間毎の契約ではなく、上記①～④の理由で終了しない限り、継続させていただきます。

<次のような場合はご連絡ください>

- ・ 介護保険証などの記載内容に変更があった場合。
- ・ 医療受給資格などに変更のあった場合。
- ・ 居宅サービス計画外のサービスを利用する場合。
- ・ 利用するサービスの変更等の場合。
- ・ 病状等の変化などのため、入院（入所）となった場合。
- ・ 居住地の変更の場合。

8. 利用料

居宅介護支援については、介護保険でまかなわれる為、事業者の利用料を支払う必要はありません。ただし、介護保険料未払いなどによって当事業所が利用料を法定代理受領できない場合、利用者は事業者を利用料を支払います。

(1) 利用料の支払いが必要な場合の利用料金 (令和6年4月 改定)

古賀市：1単位 10.21円

- 居宅介護支援費
要介護度 1・2 1,086 単位/月
要介護度 3・4・5 1,411 単位/月
- 厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所として
特定事業所加算 (Ⅲ) 323 単位/月
- 初回加算 300 単位/月
- 医療との連携強化
入院時情報連携加算 (Ⅰ) 入院した日の以内に情報提供 250 単位/月
入院時情報連携加算 (Ⅱ) 入院後 3 日以内に情報提供 200 単位/月
- 退院・退所加算(初回加算を算定しない場合)

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1 回	450 単位	600 単位
連携 2 回	600 単位	750 単位
連携 3 回	×	900 単位

- 緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位/回(月 2 回まで)
- ターミナルケアマネジメント加算 400 単位/月
- 通院時情報連携加算 50 単位/月

(2) 事業所が発行するサービス提供証明書を市町村の担当課に提出しますと、払い戻し(全額または一部)を受け取ることができます。

9. 緊急時の対応について

介護支援専門員は、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

緊急の場合は、下記にご連絡ください。

営業中	TEL 092-942-0411, 942-0377
夜間・休日	TEL 092-942-0377 (24 時間対応)

10. 事故発生時の対応について

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しています。

11. 相談・苦情の窓口

居宅介護支援のサービスについてのご相談や、ご不満、ご意見などある場合は、担当介護支援専門員、又は下記までご連絡ください。

例 (サービスの質、従業者の態度、管理者の対応、
説明・情報不足、契約・手続き関係、他相談)

1. 福岡県看護協会 訪問看護ステーション「こが」

TEL 092-942-0411
担当者 野邊 智恵
受付時間 午前9:00～午後5:00 まで

2. 各自治体介護保険課

	住所	TEL	FAX
古賀市基幹型地域包括支援センター 古賀市福祉課 福祉相談係	古賀市庄 205 番地	092-942-1156	092-942-1154
古賀市第1包括支援センター	古賀市鹿部 482 番地	092-410-1355	092-410-1577
古賀市第2包括支援センター	古賀市千鳥3丁目3番1号	092-410-7331	092-410-7370
古賀市第3包括支援センター	古賀市青柳町 2886 番地 4	092-692-5541	092-692-5220
新宮町 健康福祉課	糟屋郡新宮町緑ヶ丘 4-3-1	092-710-8286	092-710-8287
新宮町 地域包括支援センター	糟屋郡新宮町緑ヶ丘 4-3-1	092-963-0663	092-710-8287
福岡県介護保険広域連合粕屋支部 地域包括支援センター	糟屋郡久山町大字久原 3168-1 糟屋医師会広域施設 3F	092-652-3111	092-652-3106
福津市高齢者サービス課高齢者福祉係	福津市中央 1-1-1	0940-43-8298	0940-34-3881
福津市 地域包括支援センター	福津市手光南 2-1-1(ふくとびあ 1F)	0940-43-0787	0940-43-3481
宗像市 健康福祉部介護保険課	宗像市東郷 1-1-1	0940-36-4877	0940-36-2410
宗像市 地域包括支援係	宗像市東郷 1-1-1	0940-36-1285	0940-36-2410
福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口	福岡市博多区吉塚本町 13-47	092-642-7859	092-642-7857
東区役所 地域保健福祉課	福岡市東区箱崎 2 丁目 54-27	092-645-1087	092-631-2295
東区第1地域包括支援センター	福岡市東区奈多 1-11-25 (奈多パピオン)	092-608-4633	092-608-4638
東区第2地域包括支援センター	福岡市東区和白丘 1-22-17 (蒲池ビル)	092-605-5411	092-605-5412
東区第3地域包括支援センター	福岡市東区香椎駅前 2-14-2 (浜男ビル)	092-673-3088	092-673-3097
東区第4地域包括支援センター	福岡市東区千早 1-25-14	092-663-5711	092-663-5731
東区第5地域包括支援センター	福岡市東区舞松原 1-11-7	092-665-5011	092-665-5012
東区第6地域包括支援センター	福岡市東区土井 1-21-4	092-691-8322	092-691-8324
東区第7地域包括支援センター	福岡市東区名島 3-4-5	092-661-3200	092-661-3222
東区第8地域包括支援センター	福岡市東区箱崎 3-1-5 (ウエストサイド箱崎)	092-631-3011	092-631-3018

利用者の居住の市町村が古賀市でない場合や、利用者負担が法律解釈等の内容は、国保連でも相談・苦情を受け付けます。

3. 福岡県国民健康保険団体連合会
介護サービス相談室
TEL 092-642-7859
受付時間 平日 午前 8:30～午後 5:00

12. 日常生活自立支援事業(旧:地域福祉権利擁護)についてのお知らせ

地域福祉権利擁護事業とは、社会福祉に基づき、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分なため日常生活に困っている方に対して自立した地域生活が送れるように、福祉サービスなどの利用のお手伝いをする事業です。

お手伝いには費用がかかります。1回の利用が約1,000円です。

地域福祉権利擁護事業を利用できる方

- 判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用が自分ひとりの判断であることが難しい方。福祉サービス利用料の支払いがひとりでは難しい状態にある方で、在宅の高齢者や障害をお持ちの方。
- 利用に必要な契約内容を理解できる方。

福祉サービスの利用援助とは、

- 福祉サービスについての相談を受け、情報提供・助言をします。
- 福祉サービスを利用するための手続きをお手伝いします。
- 福祉サービスの利用料のお支払いのお手伝いをします。
- 福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決のための制度を利用する手続きのお手伝いをします。
- 以上の援助に関連して、日常的な金銭管理を行います。
(例) 年金を受け取ったり、医療費や税金、保険料、公共料金などを支払ったり、預金や貯金の出し入れなどです。

お問合せ、ご相談は、

まず、お住まいの市町村社会福祉協議会にご連絡ください。

古賀市社会福祉協議会	092-944-2941
新宮町社会福祉協議会	092-963-0922
福岡市社会福祉協議会	
あんしん生活支援センター	092-751-4338
福津市社会福祉協議会	0940-43-5453

13. 成年後見制度についてのお知らせ

成年後見制度とは、精神上的の障害によって判断能力が十分ではない方（認知症高齢者、知的、障害者、精神障害者など）を保護するための制度です。判断能力の状態によって、成年後見人を選定し、身の回りに配慮しながら財産管理のお手伝いをする制度です。

お問い合わせ・相談

法定後見制度に関すること	社団法人日本社会福祉会 成年後見センター ばあとなあ福岡	092-513-2944
	福岡県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター あいゆう	092-724-7709
	社団法人成年後見センター リーガルサポートふくおか	092-738-7050 (相談専用)
	福岡家庭裁判所	092-711-9651
任意後見制度に関すること	福岡公証役場	092-741-0310
	博多公証役場	092-272-1156

14. 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化に関する事項

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止及び身体拘束等の適正化のため次の措置を講じます

- ・虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関する責任者を選定しています。

責任者：(所長 吉田由美子 管理者 野邊智恵)

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止及び身体的拘束等の適正化について啓発・普及するための研修を実施します。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、要介護者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを地域包括支援センターや市町村窓口に通報するものとします。

15. 衛生管理等

- ・職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・指定居宅介護支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16. 学生実習について

私達の将来のケアを担う看護学生の「在宅看護論」の実習が必須カリキュラムとなっています。学生は自宅で療養されている方のお宅にお伺いし、病院との看護の違いや訪問看護師の役割、居宅介護支援専門員の役割等を学んでいきます。実習期間は学校によって異なりますが、学生1人が約1～2週間で、その間に何日か続けて訪問する場合もあります。当事業所では看護協会の機関として、可能な限り学生実習を受け入れていますので、学生の訪問同行に何卒ご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

なお、実習に関しての守秘義務は職員と同様に誓約書を書き、遵守します。また、同行にあたりましては事故がないように担当職員が配慮いたします。

◆◇訪問看護ステーションからのお願い◇◆

利用者・家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう以下の点についてご協力ください。

- **職員に対する金品等の心付けはお断りしています。**
職員がお茶やお菓子、お礼の品物等を受け取る事も事業者として禁止しております。
- **ペットをケージに入れる・リードにつなぐ等の協力をお願いします。**
大切なペットを守るため、また職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ケージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。
職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。
- **暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。**
職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。
- **感染防護策としてお願いします。**
感染防護策として、訪問時のマスク着用、感染者への訪問時は感染防護具を着用の上、訪問することとなります。
また、甚大な被害の災害が起こったとき、職員が被害を被ったり、感染拡大により多くの職員が感染した場合、訪問が出来ないときがあります。

<契約を解除する場合の具体例の記載>

暴力又は乱暴な言動

- ・物を投げつける
- ・刃物に向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する など

セクシュアルハラスメント

- ・職員の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・女性のヌード写真を見せる など

その他

- ・職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為 など

居宅介護支援事業者賠償責任保険

保険の概要

加入者対象事業者	介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者
被 保 険 者	上記事業者及びその役職員
対 象 サ ー ビ ス	居宅介護支援事業(アセスメント、ケアプランなど)

保険金お支払いの対象となる事故

- ① 事業者が、対象サービスの業務遂行にあたり、もしくは遂行後、その業務に起因して生じた事故によって、利用者第三者の身体に障害を与え、また財物に損害を与えた場合、事業者が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用などを保険金としてお支払いいたします。
 加えて、利用者より預かった現金が盗難された場合の賠償責任についても保証いたします。
 (但し、警察への届出が必要です。)
- ② 居宅介護支援事業については、①に加え、ケアプランの作成ミス等により、利用者に不要な出費をさせた場合等の身体障害・財物破壊のない経済的損害に対しても保険金をお支払いいたします。

補償内容と補償限度額

補 償 内 容	補 償 限 度 額	
対人・対物 人格権侵害共通	1 事故/保険期間中	1 億円
管理受託物	1 事故/保険期間中	100 万円
内・現金	1 事故	10 万円
居宅介護支援事業に係わる 経済的損失(※1)	1 事故/保険期間中	1,000 万円 (※2)
初期対応費用	1 事故/保険期間中	500 万円
内・見舞金、見舞い品	1 事故	10 万円(※3)

- ※1 居宅介護支援、介護予防支援、相談支援業務に起因する事故のみ。
- ※2 経済的損害については、1事故あたり、5,000円を免責金額とします。
- ※3 社会通念上妥当な額を限度とします。

利用者に代わって判断を行う人の同意書

令和 年 月 日

サービスの提供を行うにあたり、ご利用様が自らの意思を表明することが困難な状況であるため、または、ご利用様が自らの意思を表明することが困難な状況になられた場合に、当事業所からサービスに関する判断をお願いする際、ご利用様に代わり判断を行っていただける方をお申し出願います。

利用者 _____ に代わり、私がサービスに関する判断を行います

住所 _____

氏名 _____ (_____)

<利用者同意欄>

私が、サービスに関する判断が困難になった場合には、上記の者が判断を行うことに同意します。

住所 _____

氏名 _____

個人情報開示同意書

令和 年 月 日

居宅介護支援事業者番号 4060790005
福岡県看護協会
訪問看護ステーション「こが」様

利用者氏名 _____

代理人氏名 _____

家族氏名 _____

介護保険によるサービス担当者会議や必要な医療機関等において、私および家族の個人情報を用いることに同意いたします。

提供先：主治医 保険者 病院関係者 関連事業者 国保連 等

個人情報の記録

1. 介護保険情報
2. 基本情報
3. 居宅サービス計画書 (1)
4. 居宅サービス計画書 (2)
5. 週間サービス計画書
6. サービス利用票・別表
7. 医師の意見書
8. 認定調査票
9. 訪問看護指示書

家族の情報

住所、氏名、年齢、性別、連絡先等

前記重要事項について説明をいたしました。

事業者名 福岡県看護協会 訪問看護ステーション「こが」

事業所番号 4060790005

住 所 福岡県古賀市庄205番地 古賀市保健福祉総合センター内

管理者氏名 野邊 智恵

説明者氏名

上記内容の説明を受け了承しました。

令和 年 月 日

利用者名

代理人氏名

家族氏名

※代理人とは、他人に代わって意思表示をなし、また意思表示を受ける権限を有する人。
利用者本人の意思を尊重し、本人の捺印が重要であるが、本人の判断能力が不十分な場合、
代理人を置くこととなる。